

アグリパーク重点推進モデル提案募集に関するQ & Aについて

【注意事項】

・本Q & Aは現時点での情報に基づいて作成していますが、予算の決定状況や制度の改定等により予告なく変更される場合があります。最新情報は必ず県HP上でご確認ください。

岐阜県HP「政策オリンピック「アグリパーク重点推進モデル」について」

<<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/465582.html>>

1 事業について

問1 政策オリンピックの手法を用いてアグリパークの提案募集を行うねらいは。

- 「アグリパーク構想」とは、農村地域内の非農家や都市住民など多様な方々が気軽に農業を体験し、楽しみながらノウハウを学べる「スタートアップの場」を設け、その延長線上で新たな農業参入を促進するものです。
- 特にこの構想の核となる「スタートアップの場」は、県が特定の地域を決めて設置するのではなく、意欲ある活動主体により、様々な方々が気軽に農業に参画できる体験の「場」が、地域の実状に即した形で創られるものとなります。
- そのためには、まず重点推進モデルの構築が必要であり、そのモデルを参考に横展開が図られていくことが重要です。
- こうしたことから、県だけでは考えに至らない、例えば、体験内容の独創性はもちろん、資金や資材の調達や実施体制を含めた実現性や持続性など、民間や地域の活力を十分に生かしたアイデアに基づく「スタートアップの場（重点推進モデル）」づくりが必要であることから、政策オリンピックにて実施することとしております。

2 対象団体について

問2 対象となる設置団体について、法人格を有しない任意団体も対象となるか。また個人は対象となるのか。

- 創意工夫溢れるアイデアを募集する観点から、対象団体は任意団体も含め、幅広い主体を対象としたいと考えております。任意団体については、個人への補助とみなされないよう、複数のメンバーで構成されており、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある場合は対象となります。
- なお、本事業の財源を国の交付金の活用を見込んでいる等の理由から、個人は対象としません。

問3 対象となる設置団体について、農家3人以上等のルールはあるか。また、農家向けのサービスを提供している民間企業は対象になるか。

- 本事業は農業以外の分野からの参入を歓迎し、その新しい視点を生かした提案を積極的に受け入れる観点から、農家3人以上を含むといったルールは設けません。
- 民間企業も対象となります。

3 補助対象経費について

問4 備品購入費および施設整備費については、別途措置する補助事業において優先的に支援するとあるが、補助率や補助上限を設定する予定があるか。補助事業の詳細が分からないと計画を立てることができない。

- あくまでも想定ということになりますが、
（補助率）3分の1 （補助上限額）3,000千円 で検討しているところです。
- 今後、予算の成立状況等により変更する可能性があるのでご注意ください。

問5 別途措置する補助事業で導入する機械・施設について、適正な規模かどうか等の査定があるか。

- 募集要領の第7の2のとおり、別途措置する補助事業で導入予定の機械・施設について「経済性」の観点で費用の大ききな妥当性を中心に審査されます。
- なお、提案の採択後、「岐阜県補助金等交付規則」等に基づき、一定の金額の精査等が行われる場合があります。

問6 アグリパークの取組は単年度では成果が出にくいと考えられる。2年目以降の取組に対しても補助等の支援があるか。

- 本事業の助成対象の基本的な考え方は、「スタートアップの場（重点推進モデル）」の立ち上げにかかる費用（イニシャルコスト）や、試行的取組経費（サポート要員の人件費など）を想定しています。
- 2年目以降については、令和9年度予算となるため、現時点では明確な回答はできませんが、上記の基本的な考え方を踏まえると、1年目と同様の取組を2年目以降も助成対象とするのは難しい一方、一定の取組の拡充等が認められれば対象となる可能性もあると考えております。

問7 提案事業において、参加者から参加費を徴収してよいか。

- 恒常的にかかるランニングコスト（家賃、電気料金、水利用料金等）については、本事業の対象とはならないため、参加費を含めた資金調達の仕組みを検討いただきたいと考えております。（評価項目の実現性や継続性等の項目に該当）

問8 事業実施の際に収益が生じた場合の取り扱いはどうなるか。

- 本事業は、農業に興味を持つ多様な主体に対して、広くスタートアップの場を提供し、継続的に新たな担い手の育成につなげていくことを目的としております。
- そのためには、設置主体が参加費等の収入を得ることで、次年度の農業体験のみならず、参加者募集等を含め、持続的な運営等を行うことが不可欠です。
（上記の問7のとおり、本事業はランニングコストについて助成対象としていないことから、事業収入により次年度の運転資金等にかかる資金調達を行うことで、提案事業が補助等の支援に頼らずに自走していくことを想定しています。）
- 以上のことから、提案いただいた内容の範囲で、設置主体が収益を得た場合においては、いわゆる収益納付（利益分の返還）を求めない方向で考えております。不安等がある場合は、事業開始後に収益の目途が出てきた段階で個別にご相談ください。

問9 需用費の中で栽培用資材が購入可能だが、定額補助を受けて購入したものを使って栽培された農産物を売って収益を得ても問題ないか。

- 上記の問6、問8のとおり、提案いただいた内容の範囲で、栽培用資材の購入等を行い、収益を得た場合については、収益分の補助金を一律に返還する必要はないと考えております。

問10 補助対象経費の「賃金」は何を想定しているか。補助対象経費「賃金」の項目にて、施設整備に要する経費を賃金として整理し、支出しても良いか。

- 補助対象経費の「賃金」は、例えば、「スタートアップの場（重点推進モデル）」における技術サポートや販売サポート体制の構築に向け、試行的に人員を配置する際の経費などを想定しています。なお、自力施工による施設整備を行う場合の人件費等は客観的な証明等を踏まえ、対象とするのは難しいと考えられます。

問11 100千円を超えている備品で、パソコンなどの汎用性が高い機器、倉庫、軽トラなども対象になるか。

- 「スタートアップの場（重点推進モデル）」以外での活用も視野に入れた汎用性の高い機器等は基本的には、対象外となります。

問12 補助対象外経費に記載されている、販売を目的としたものに係る経費とは、具体的にどのような経費か。

- 販売に供する農産物の買い付けに係る経費などを想定しています。

4 その他

問13 販売所の設置までを内容とする事業でも補助対象となるか。

- 募集要領第2の3に記載のとおり、本事業の目的は、多様な主体が気軽に農業を体験し、自ら生産した農産物の販売等を行えるようにすることです。したがって、設置主体側の課題解決（例：販売所の設置）のみを目的とする事業は、十分な評価を得られない可能性があります。
- ただし、多様な主体の参画と設置主体側の課題解決の両面を踏まえた計画を策定したうえで、結果として経費の支出が設置主体側の課題解決に限られる場合は、この限りではありません。

問14 生産から販売まで一貫した取組が要件となると考えてよいか。

- 本事業は、「スタートアップの場（重点推進モデル）」における農業体験を前提としていることから、生産を伴わない計画については十分な評価を得られない可能性があります。
- 一方で、農業版働いてもらい方改革モデルなど、農作業の切り出しが想定される取組については、販売を伴わない場合でもテーマの趣旨を十分に反映した計画となりうると考えます。

問15 事業実施年度中に要件を満たす必要があるか。もしくは、事業実施年度を超える期間の取組を計画に盛り込むことができるか。

- 計画の中で目標として掲げた内容について、やむを得ない事情等により事業実施年

度中の実現が困難となった場合については、協議の上、計画変更等の手続きが必要となる場合があります。

- また、特段の事情により、取組の内容が複数年にまたがる場合については、あくまで令和8年度中に実施する取組内容により評価を行うこととなります。

問16 参加者を募集したが集まらなかった場合にはどうなるか。

- 設置主体の責任によらない理由により事業の実施が出来なかった場合などについては、取組の状況を評価するため、県から聞き取り等を行う場合があります。

問17 小学生のような子どもを対象とした農業体験の取組は対象となるか。

- 本事業は、農業に関心を持つ多様な主体に対し、まずは兼業や副業といった形で農業に参入できるスタートアップの場を提供することを目的としています。子どもについては、将来的な参入につながる重要な主体として対象となり得ますが、子どもの参入に限らず、すぐに兼業や副業として農業を始めたい方も含め、幅広い層が参加できる場づくりを目指していただくと幸いです。

問18 中山間地域に適した農業参入モデルについて、中山間地域とはどういった地域を指しているのか。中山間地域でないの地域の取組は対象とならないか。

- 中山間地域については、地域振興立法5法の対象地域を指します。
(参考) 東海農政局「東海管内の条件不利地域関係5法指定状況」
<<https://www.maff.go.jp/tokai/noson/keikaku/chusankan/sogo.html>>
- 中山間地域に適した農業参入モデルについては、計画の中に何らかの形で上記の対象地域が位置付けられており、当該地域の課題解決につながる取組である必要があります。

問19 県の予算が成立する前提で、4月1日に事業を開始して問題ないか。

- 基本的には4月1日付けで計画認定を行った上で、交付決定前に着手できるよう、事業実施要領に手続きを位置付ける予定としていますが、本事業は財源として国の交付金の活用を見込んでいるため、県予算の成立のほか、国予算の成立状況の影響も受けることとなるため、開始時期が遅くなる場合がありますので、あらかじめご了解ください。
- なお、本事業に係る事業実施要領については、令和8年度予算の成立後に別途定めます。

問20 農業版働いてもらい方改革モデルについては、労働条件の工夫のように見えるが雇用対策という見方で良いか。

- 設置主体となる産地・経営者サイドから見た場合は、新たな雇用対策という見方ができます。
- 農業版働いてもらい方改革モデルの提案においては、働いてもらい方改革優良事例等を参考としながら、1農業者の雇用対策にとどまらず、産地全体の担い手確保につながるような取組として、例えば果樹産地において増えつつある放任園対策の新たな切り口として、地域の多様な担い手の参画につながるような提案が期待されます。

岐阜県HP（働いてもらい方改革優良事例）

<<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/428277.html>>

問 21 同一団体が、2テーマ以上の応募ができるということで良いか。

- ルール上可能としていますが、企画の実現性、実施体制の堅実性も評価の対象としていることから、2テーマ以上の実施が可能であるか、設置団体の事業遂行能力の視点からも評価することとなります。
- なお、1つの計画において2つ以上のテーマのモデル構築に資する取組については、評価の際の加点対象となります。

問 22 アグリパーク卒業後、兼業・副業として参入した農家に対して、農地確保、技術支援も含めた行政の伴走支援は考えているか。

- アグリパーク構想のモデルづくりと並行し、兼業・副業として農業に参入した農家が、さらに本格的な農業にステップアップするために必要な支援として、農地の確保や技術サポートといった支援スキーム・体制づくりに取り組んでいきます。

問 23 市町村を介さず、県から設置主体への直接補助となるか。

- お見込みのとおりです。

問 24 市町村が事業実施主体となる場合は予算措置が6月補正となることが想定されるが、その場合の事業スケジュールはどのようになるか。

- 事業実施主体において、資金調達の時期を見越した計画を策定いただくようお願いします。

【12月11日 追加分】

問 25 遊休農地等の活用を含む計画である場合、遊休農地の整地等に係る費用は補助対象となるか。

- 本事業を実施する設置主体が、スタートアップの場の設置に際して遊休農地等の活用を含む計画を策定する場合には、経費を補助対象とすることが可能です。
- 自己施工となる場合は、募集要領9ページの補助対象経費の範囲内で、資材費等の経費が補助対象となります。委託施工等で実施する場合は別途措置する補助事業での補助対象となると考えています。

問 26 実施期間中に参加者が自ら生産した農産物の販売を行った場合、農業経営基盤強化促進法に基づく認定新規就農者の位置づけになりますか。

- 新規就農者が作成した青年等就農計画の認定にあたっては、経営規模等の条件に応じて認定主体の市町村等において個別に検討されるものと考えます。

問 27 本事業に向けて、新しく団体を立ち上げようと考えているが、組織設立の合意までに時間を要するため、1月末の応募時点では設立が間に合わない見込み。応募時点では仮の組織名、代表者、規約を提出し、事業開始までに正式に設立すればよいか。

- 創意工夫溢れるアイデアを募集する観点から、取組を行う上で新たな団体の立ち上げ等が必要となる場合において、特段の事情により提案募集期間内に間に合わない場

合は、その旨を任意様式で提案書に付した上で、応募が可能なものとします。

- ただし、3月上旬に予定している評価会議においては、正式な団体の発足なしには提案の実現性や継続性の面で、評価の対象とならない可能性があります。

問 28 12月3日に開催されたオンライン説明会に出席できなかったが、応募可能か。

- 応募可能です。オンライン説明会で出席者から出された質問については、本Q Aにも回答を反映しておりますのでご参考ください。

【12月23日 追加分】

問 29 設置主体が、農業に関わりたい人が農作業体験を実施するスタートアップの場を設置する際に、農地法関連で必要な手続きはあるか。

- 利用者が設置団体の指導のもと、継続的に農作業体験を行う農業体験農園（いわゆる練馬方式）の場合には、あくまで耕作の主体は設置団体にあり、利用者への農地の権利の設定・移転を伴わないため、利用者本人としては、農地法等の手続きは必要ないと考えられます。

なお、設置団体が所有する農地を活用する場合には、手続きなどは不要ですが、設置にあたり、設置団体が新たに農地を借りる場合は別途農地法等の手続きが必要になります。いずれにしても、各々の条件によりますので、手続き等については農地の所在の市町村または県農業会議（TEL：058-268-2527）にご相談ください。

※農業体験農園

平成8年に東京都練馬区で生まれた新しい農業経営の形態（練馬方式）。従来の市民農園のように農地を区画貸しするものではなく、あくまでも耕作の主体は開設者にある。

問 30 農業体験農園において、利用者は自由に好きなものを作ってよいのか。また、収穫物は設置団体と利用者のどちらのものになるのか。また、利用者は得られた農産物を販売して良いか。

- 農業体験農園の場合は設置団体が耕作の主体となることから、利用者は設置団体の一定の関与の下、利用者のニーズに即した農産物の生産体験を行い、収穫物は設置団体が販売することとなります。

なお、設置団体においては、利用者への収穫物の提供を含めて、利用料を設定することが考えられます。また、農作物の販売に当たっては、利用者が販売を含めて体験できるよう、例えば設置団体が売り場を用意し、そこで利用者が出荷調整した農産物の販売ができるような工夫があることが望ましいと考えます。

- 利用者が真に自らの好きなものを生産し、販売目的で農産物を生産する場合には、農地法等の正規の手続きを経たうえで、自ら営農することが望ましいと考えます。

問 31 農業体験農園において、利用者が好きなものを自由に生産する方法はあるか。

- 利用者が一定区画の農地で自由に農業をおこなえるよう、設置団体が利用者に農地を区画貸しする、貸付方式の市民農園の場合は、開設にあたり、原則として特定農地貸付法の手続きが必要です。

特定農地貸付法の場合、市町村や土地所有者との間での貸付協定の締結と、農業委員会への申請と承認が必要となります。その後、農地の貸借等の手続きを行うため、手続きには時間を要する場合があります。手続きの詳細については、農地の所在の市町村または県農業会議にご相談ください。

※問 29～31 に関連して、別添参考資料「農業体験農園の開設について」のほか、下記の農林水産省HPもご参照ください。

(農林水産省HP：市民農園の開設方法)

https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/tosi_nougyo/s_kaisetsu.html

問 32 問3に関連して、現在農家向けのサービスを提供していない民間企業も対象になると読み取れるが、応募時点ではまだ企業・団体の定款・規約の事業目的に農業に関係する事業が位置付けられていない場合、審査に影響するか。

- 本事業は農業以外の分野からの参入を歓迎し、その新しい視点を生かした提案を積極的に受け入れる観点から、応募時点で農業に関係する事業を定款・規約に位置付けていない民間企業・団体についても応募が可能と考えております。
- また、3月上旬に予定している評価会議においては、提案が採択された場合には適切な時期に定款・規約の変更等の必要な手続きがなされることを前提に、実現性や継続性に関する評価を行うものと考えます。

問 33 問4に関連して、別途措置する補助事業において、設置団体ではなく、実践体制に含まれる構成員が補助事業を実施しようとする場合も対象になるか。

- あくまで予定となりますが、提案の内容や地域の実情等に照らして、実践体制に含まれる構成員が、別途措置する補助事業を活用して機械・施設等を取得することが適切と考えられる場合は、設置団体のアグリパーク構想実行計画に関連して別途措置する補助事業を申請できるものと考えております。
- この場合、1月末の申請時点で、アグリパーク構想実行計画1の④「取組内容と経費」欄の該当箇所に、構成員が機械・施設を導入することを明記してください。
- 上記事項については、今後、予算の成立状況等により変更する可能性があるのでご留意ください。

問 34 問4に関連して、別途措置する補助事業において、初期の支出を抑えるため、機械を中古品で整備しようと考えている。予定される補助事業では、中古品は補助対象になるか。

- 別途措置する補助事業については、設置団体の実状に照らし事業費の低減等を図るため、適切と認められる場合には、当該中古機械等の残存耐用年数が2年以上ある場合について対象とすることができるものとするよう考えています。
- 今後、予算の成立状況等により変更する可能性があるのでご留意ください。

問 35 問4に関連して、別途措置する補助事業において、50万円未満の機械は対象外といった事業費の下限はあるか。

- スタートアップの場の設置にあたっては、従来の補助事業において対象としている

大型機械の他にも、小型耕うん機など、取得予定価格が 50 万円未満となる機械を導入する場合が想定されることから、別途措置する補助事業において、事業費の下限を設けない予定としております。

- 今後、予算の成立状況等により変更する可能性があるのでご留意ください。

問 36-1 スタートアップの場の設置について、団体 A が隣接するほ場をスタートアップの場として設定し、異なる 2 つのテーマで事業を提案することが可能か。また、団体 A とその子会社である団体 B が隣接するほ場をスタートアップの場として設定し、事業を実施することができるか。

- いずれの場合についても、要件上は特に問題ないと考えます。
- ただし、後者の場合においては、2 つの取組が一体のものであると見なされないよう、異なるテーマで申請するなど一定の線引きが必要であると考えます。

問 36-2 問 36-1 に関連して、設置団体 A が事業を実施する際に、一部の業務を子会社 B が行うこととしても問題ないか。

- 設置団体が事業を実施する際に、実践体制に位置付けられた子会社が、一部の業務を実施することについては特に問題ないと考えます。なお、募集要領第 11 の 3 の (1) のとおり、事業の全てを一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。
- 上記の場合については、問 8 にあるように、事業実施により得られた収入により持続的な運営等を図っていただく観点から、あらかじめ事業収入の取り扱いについて決めておくことが望ましいと考えます。

問 37 次年度以降にも効果があるような栽培ほ場の整備にかかる費用は対象となるのか。

- 問 6 にあるように、「スタートアップの場（重点推進モデル）」の立ち上げにかかる費用（イニシャルコスト）として整理できる簡易なほ場整備等に要する経費については助成対象となると考えております。

問 38 募集要領第 7 の 4 で、評価会議は 3 月上旬に予定とされているが、開催日は決まったか。また、岐阜市内で開催とされているが、遠方のためオンラインで参加できるとありがたい。

- 評価会議は令和 8 年 3 月 9 日と 10 日の 2 日間で開催を予定しています。また、応募者はオンラインでも評価を受けることができるよう考えております。
- 詳細については、別途応募者に通知させていただく予定です。

問 39 様式 6 号「実践体制等」の 2 の主任担当者等の経歴における農業経験年数について、例えば農協における営農指導員等として、農業の技術的な指導に当たった経験年数を記載することは可能か。

- 様式 6 号の農業経験年数については、実践体制の中で、スタートアップの場の設置を行う団体が、参加者に対して農作物の栽培等の技術的な指導を行うことができるかを記載するものであることから、ご質問のとおり、農業協同組合等の法人や地方公共団体等における営農指導員等の立場で、農業の技術的な指導に当たった経験年数を記

載することとして差し支えありません。

問 40 要領第 1 1 の 2 「消費税の取扱」についての (2) に関連して、様式 2 の「団体の概要」の添付資料に、消費税法上の課税対象者でない事業主体においてはそのことが判る書類の写しとあるが、具体的にどういった書類を指すか。

- 消費税法上の課税対象者でない事業主体の証として、任意様式に下記事項を確約する旨を記載し、直近の会計報告の写し等を添付して提出することで確認できるものと考えます。
 - ・課税売上高が 1,000 万円を超えることがなく、消費税法上の課税対象者でない事業主体であること